

妥当性確認結果等の概要

平成 24 年 8 月 8 日

新潟県

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	「南魚沼銘水の森」間伐プロジェクト						
申請受理日	2012 年 7 月 6 日						
プロジェクト代表事業者	南魚沼市						
プロジェクト事業者	-						
プロジェクト参加者	南魚沼森林組合						
	ウッドベレット株式会社						
新潟県 J-VER 取得予定者	南魚沼市						
プロジェクト概要	<p>適切な間伐を実施することで、二酸化炭素吸収量を増加させ、地球温暖化の防止を図る。また、水源かん養等の森林の公益的機能を維持するとともに、「南魚沼産コシヒカリ」の生産や「新潟の酒」造りなどの地域産業の重要な基盤となっている「水」を守る森づくりの推進を目的とする。</p> <p>さらに、森林整備により発生した間伐材を、ペレットとして公共施設等で燃料として活用することで、間伐材の利用を促進する。</p>						
プロジェクト期間	2007 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日 (6 年 0 ヶ月)						
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	187	492	690	683	2,052
方法論	No. R001 (Ver6.0) 森林経営活動による CO ₂ 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論						

(2) 審査結果

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	<p>申請書、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が新潟県オフセット・クレジット制度に依拠していることを確認した。</p>
適格性要件 (C)	<p>申請書、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論の適用は新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱及び方法論に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p> <p>○条件 1</p> <p>プロジェクト実施地を森林施業計画で確認したところ、全て地域森林計画の対象森林であることが確認された。また、平成 23 年 11 月 29 日公表の中越地域森林計画の森林計画図及び森林簿により照合したところ、実施地は、森林法第 5 条に定める森林として位置付けられており、妥当と判断される。</p> <p>○条件 2</p> <p>プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 2 つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施地は、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていないことが明確に記述されており、森林施業計画において、転用、主伐は計画されていないことを確認した。 ・森林法第 15 条の伐採届けを確認したところ、2009～2011 年の間伐にあっては、森林施業計画に合致していること、造林補助金の書類からも 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであることが確認された。 ・森林施業計画の計画期間は 2014 年 6 月 30 日までであり、2013 年 3 月 31 日まで計画策定がなされている。 <p>○条件 3</p> <p>プロジェクト実施地の森林施業計画については、認定書のとおり南魚沼市から認定をうけており、森林施業計画に正しく記載されていることを確認した。また、クレジット発行対象期間終了後も、現行の森林施業計画から森林経営計画へ移行し、平成 35 年 3 月 31 日まで森林経営を行う予定であることが確約されており、妥当と判断される。</p>
排出量・吸収量算定 (I・II)	<p>モニタリングプラン、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける吸収量の算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。</p> <p>施業年と吸収量算定年については、J-V E R 制度モニタリングガイドライン I-7 の「吸収量の計上方法」の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており、妥当と判断される。</p>

<p>モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。</p> <p>純吸収量で考慮する温室効果ガスの吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、モニタリング体制・フロー、QA/QCについては妥当であると判断される。</p> <p>また、「不確かさの評価」については6.8%であり、その量的基準である10%に適合していることから妥当であると判断される。</p>
<p>その他 (D)</p>	<p>証拠書類等の文書の確認及び現地審査を行った結果、関連する許認可及び関係法令等の遵守状況、ステークホルダーとの調整状況について確認した結果、当プロジェクトの申請書における記載内容が、新潟県オフセット・クレジット制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>認証審査委員会への推奨</p>	<p>新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱に基づいて妥当性確認を実施した結果、本プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールに準拠していることが確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、新潟県オフセット・クレジット制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対し新潟県オフセット・クレジット制度に基づき、登録を行うことを推奨する。</p>

(3) パブリックコメントの概要

当プロジェクトに関して、平成24年7月17日～7月30日に一般からの意見募集を行ったが、提出された意見はなかった。